

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年 8 月12日
【会社名】	アマタホールディングス株式会社
【英訳名】	AMITA HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 CVO 熊野 英介
【本店の所在の場所】	京都府京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地
【電話番号】	0 7 5 (2 7 7) 0 3 7 8 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 兼 CIOO 末次 貴英
【最寄りの連絡場所】	京都府京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地
【電話番号】	0 7 5 (2 7 7) 0 3 7 8 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 兼 CIOO 末次 貴英
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 661,990,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,930,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- （注）1．本有価証券届出書による当社普通株式（以下、「本新株式」といいます。）に係る募集（以下、「本第三者割当増資」といいます。）は、2026年8月12日（水）開催の当社取締役会において決議しております。
- 2．当社と割当予定先である投資事業有限責任組合JAICサプライチェーンファンド（以下、「サプライチェーンファンド」又は「割当予定先」といいます。）の業務執行組合員である日本アジア投資株式会社（以下、「日本アジア投資」といいます。）は、2026年8月12日付で業務提携契約書（以下、「本業務提携契約書」といいます。）を締結しております。詳細については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 d 割当予定先の選定理由」をご参照ください。
- 3．振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,930,000株	661,990,000	330,995,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,930,000株	661,990,000	330,995,000

- （注）1．第三者割当の方法によります。
- 2．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、330,995,000円であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
343	171.5	100株	2026年8月31日（月）	-	2026年8月31日（月）

- （注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2．発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3．申込み及び払込み方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4) 払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものいたします。
- 4．本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の割当予定先との間で「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る割当は行われないことになります。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
アマタホールディングス株式会社 経営統括室	京都府京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 市ヶ谷支店	東京都千代田区麹町5丁目1（麹町支店内）

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
661,990,000	19,126,000	642,864,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、ファイナンシャルアドバイザー費用（株式会社エンジェル・トーチ（代表者：代表取締役社長 木津明 所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル5階））、弁護士費用、その他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

1. 資金調達目的

当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、資源制約の高まり、地政学リスクの増大、人口構造の変化及び技術革新の進展等を背景とする社会・産業構造の転換を捉え、従来の大量生産・大量消費を前提としたリニア型経済から、資源循環を前提とするサーキュラーエコノミーへの移行を支援する事業を展開しております。

当社グループは、これまで培ってきたサステナビリティ分野における知見及びネットワーク並びに人・資源・情報の統合基盤を活用し、企業のサステナビリティ経営への移行支援、循環資源の製造・供給及び地域における資源循環システムの構築を行っております。具体的には、互助共助コミュニティ型資源回収ステーション「MEGURU STATION(R)」を核とする「MEGURU STYLE」の展開等を通じ、生活者・自治体・企業が連携する仕組みの実装を推進しております。

近年、資源価格の高騰や供給不安定化等により経営環境の不確実性が高まる一方、資源循環及び脱炭素化に向けたニーズは国内外で拡大しております。また、国内では人口減少、雇用縮小、高齢化及び社会保障費の増大といった構造的課題が進行しており、地域を起点とした持続可能な経済社会の再構築が求められております。

こうした環境の下、当社グループは、モノ及び情報に加え、生活者・企業・地域の関係性を再設計することで社会的価値を創出する事業モデルを構築しております。また、2021年には複数企業とともにサーキュラー産業の連携基盤を構築するなど、産業横断的な資源循環の推進に取り組んでおります。

当社グループは、これらの機能を統合的に提供する主体として、人・資源・情報及び関係性が循環する持続可能な社会の実現に向け、循環型サプライチェーンの構築・運営を担う「サステナビリティプラットフォーム」の提供者としての役割の確立を目指しております。

もっとも、当社グループが展開する資源循環ビジネスは、資源の発生・加工・利用が国境を越えて相互に連関する構造にあり、特にアジア・大洋州地域においては、経済成長に伴う資源需要の増加及び環境負荷の増大を背景として、循環型資源利用に対する需要が急速に増加しております。

当社グループは、これまで国内において構築してきた資源循環及び循環型サプライチェーンの事業モデルを基盤として、当該モデルの海外展開を進めておりますが、海外事業は新規領域への参入ではなく、既存事業の地理的展開として位置付けられるものであります。また、当該事業モデルは、長年にわたる事業実績及び技術蓄積に基づき確立されたものであり、再現性及び予測可能性の高い投資領域であると認識しております。

このような状況のもと、当社グループは、アジア・大洋州におけるサーキュラーエコノミーのリーディングカンパニーとしての地位を確立することを目指し、資源循環機能及びエネルギー供給機能を海外において展開することで、事業基盤の拡張及び成長の加速を図るため、本資金調達を実施するものであります。

本資金調達により実施する具体的な施策は、インドネシアにおける連結子会社による新工場の建設に伴う出資及びマレーシアにおけるパーム産業由来の未利用バイオマス資源（EFB：Empty Fruit Bunch）等を原料とするサーキュラーバイオエネルギー事業への投資の2点であります。以下、各施策の詳細を記載いたします。

第1の施策に関しまして、インドネシアにおける循環資源製造事業への投資を行います。

インドネシアでは人口増加及び都市化の進展を背景に、廃棄物の発生量が増加する一方で、その多くが埋立処分されており、環境負荷の増大が社会課題となっております。また、同国のセメント産業は世界有数の規模を有し、建設需要の拡大に伴い今後も成長が見込まれる一方、製造工程におけるCO2排出量が多い産業であることが

ら、脱炭素化及び資源循環の推進が強く求められております。このような背景のもと、当社グループは、現地大手セメント会社であるPT Indocement Tungal Prakarsa Tbk.をはじめとするパートナー企業と連携し、産業廃棄物を原料とした代替燃料・原料の製造・供給事業の構築を進めております。具体的には、東南アジア最大級の複合企業であるサリムグループ傘下のPT Tamaris Prima Energi、及び現地大手セメント会社であるPT Indocement Tungal Prakarsa Tbk.（ドイツのハイデルベルグマテリアルズ傘下）の子会社であるPT Sari Bhakti Sejatiと、それぞれ合弁会社2社（PT Amita Tamaris Lestari及びPT Amita Prakarsa Hijau）を設立し、産業廃棄物を原料とした代替燃料・原料の製造・供給事業の構築を進めております。当社グループは、日本国内及びマレーシアにおいて長年培ってきた100%再資源化に関する技術・ノウハウの提供並びに製造所の運営体制の構築を担い、パートナー各社は原料調達ネットワーク、現地行政との調整、及び製品供給先（セメント会社等）との商流の確保を担うことで、両者のリソースを相互補完する体制を構築しております。

当該事業は、当社グループが日本国内において長年にわたり展開してきた、廃棄物の100%再資源化及びセメント原料化の技術・ノウハウを基盤とするものであり、原料の調達から製造・供給に至る一体的な循環型モデルを海外に展開するものであります。また、本事業は段階的に検討・実証を進めてきており、これまでに現地における廃棄物発生状況や代替資源利用に関する調査、合弁会社設立等を通じた事業基盤の構築を進めてきました。現在はこれらの成果を踏まえ、本格的な事業化フェーズへ移行しており、2027年度の循環資源製造所の稼働開始に向け、建設及び運営体制の整備を進めております。さらに、インドネシア政府においても、大統領令に基づく廃棄物管理の適正化及びトレーサビリティの強化が国家レベルで推進されているほか、2060年のカーボンニュートラル実現及び2030年までの温室効果ガス排出量32%削減という国家目標のもと、セメント産業をはじめとするCO₂排出量の多い産業における脱炭素化施策が加速しております。これらを背景に、資源循環の市場環境は整備が進んでおり、当社グループの技術及び事業モデルの優位性が発揮されやすい環境が形成されつつあります。

当社グループは、2026年8月5日付リリースの「アマタグループ、インドネシアでの100%再資源化事業の本格展開に向け現地合弁会社へ増資―海外成長戦略の中核拠点となる製造所建設を推進―」等の本投資を通じて、高品質な代替原料の製造・供給体制を確立し、セメント産業における脱炭素化及び資源循環の推進に貢献するとともに、アジアにおける循環型資源供給基盤の構築を推進してまいります。

第2の施策に関しまして、マレーシアにおけるサーキュラーバイオエネルギー事業への投資を行います。

マレーシア政府は、2030年までに温室効果ガス排出量を2005年比で45%削減する目標を設定するとともに、2050年までの脱炭素化を掲げており、バイオエネルギーの導入拡大が国家的に推進されています。また、同国は世界有数のパーム油生産国であり、その生産過程で発生するEmpty Fruit Bunch（EFB）等の未利用バイオマス資源が大量に発生している一方で、その多くが有効活用されていない状況にあります。このような背景のもと、当社グループは、現地再生可能エネルギー事業者と連携し、未利用バイオマス資源を原料とした代替燃料の製造・供給事業の構築を進めております。具体的には、EFB等を固形燃料（ブリケット）とし、化石燃料の代わりとしてエネルギーを製造し、マレーシア国内の企業に供給することで、化石燃料からのエネルギー転換を促進し、企業の脱炭素化を支援する事業モデルの確立を目指しております。

本事業は、当社グループが2017年以降マレーシアにおいて展開してきた100%再資源化事業の知見及び現地ネットワークを基盤として推進するものであり、既存事業とのシナジーを活かした形での事業拡張として位置付けております。

また、近年の再生可能エネルギー需要の高まりを背景に、バイオマス燃料市場は拡大傾向にあり、当該分野は中長期的に成長が見込まれる市場であると認識しております。

当社グループは、本投資を通じて、未利用資源のエネルギー変換機能を確立するとともに、資源循環とエネルギー供給を統合した事業モデルの高度化を図り、アジアにおける循環型エネルギー供給基盤の構築を推進してまいります。

（注） PT Amita Prakarsa Hijauの概要

社名	PT Amita Prakarsa Hijau	
代表者と役員体制	President Director 大和 英一 Director 岡田 健一 Director Cempaka Kaulika Director Soegito Chairul Kurniawan	
設立	2024年10月7日	
資本金	100億インドネシアルピア（日本円：88百万円）（2026年8月10日現在）	
本社所在地	ジャカルタ	
出資比率	PT Amita Tamaris Lestari 80% PT Sari Bhakti Sejati 20%	
事業内容	インドネシアの産業廃棄物を100%再資源化し、セメント産業向けの代替原料・燃料として供給	
上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社子会社であるPT Amita Tamaris Lestari（当社の100%子会社であるAMITA CIRCULAR DESIGN SDN. BHD.が60%出資）より80%出資を行っております。
	人的関係	当社子会社代表取締役及び取締役の2名が当該会社の代表取締役及び取締役を兼任しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	2024年12月期より当社の連結子会社となっております。

2．手取金の使途

本第三者割当増資により調達する差引手取概算額（642,864,000円）については、主に海外事業への設備投資資金のための出資に充当する予定であります。具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

なお、調達した資金は、実際の支出までは他の資金と区分の上、当社銀行口座にて安定的に管理いたします。
＜本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額	支出予定時期
インドネシアにおける連結子会社による新工場の建設に伴う出資	375百万円	2026年8月～2027年10月
マレーシアにおけるパーム産業由来の未利用バイオマス資源（EFB）等を原料とするサーキュラーバイオエネルギー事業を行うための出資	267百万円	2026年12月～2027年12月
合計	642百万円	

（注）1．上記具体的な使途につきましては、支出時期の早く到来したものから順に充当していく予定であります。

2． の事業については、契約予定先における投資判断・社内決裁の時期、関係当局の許認可の状況、パートナー企業との協議・契約締結の進捗等により計画内容又は実施時期に変更が生じる可能性があります。その場合には、当該資金を当社グループにおける運転資金又は事業資金に充当する予定です。なお、必要に応じて追加的な資金調達を検討する可能性がございます。

3．本新株式の発行により調達する資金使途の具体的な内容は、以下のとおりとなります。

インドネシアにおける連結子会社による新工場の建設に伴う出資（375百万円）

「4．新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途 1．資金調達の目的」に記載のとおり、当社グループは、東南アジア最大級の複合企業であるサリムグループ傘下のPT Tamaris Prima Energi、及び現地大手セメント会社であるPT Indocement Tunggal Prakarsa Tbk.（ドイツのハイデルベルグマテリアルズ傘下）の子会社であるPT Sari Bhakti Sejatiと、それぞれ合併会社2社（PT Amita Tamaris Lestari及びPT Amita Prakarsa Hijau）を設立し、産業廃棄物を原料とした代替燃料・原料の製造・供給事業の構築を進めております。当社は、連結子会社であるAMITA CIRCULAR DESIGN SDN.BHD.（以下、「ACD」といいます。）を通じて、循環資源製造所を新設するPT Amita Prakarsa Hijauに対し、その出資比率（48%）に応じた追加出資を行う予定であり、当該新工場の建設費用として約340百万円を充当し、残りの約35百万円については新工場建設に係る運営費用に充当する予定です。なお、PT Amita Prakarsa Hijauにおける新工場建設に係る総投資額は約700百万円を見込んでおり、当社は上記出資比率に応じた金額を負担いたします。当該事業は段階的に検討・実証を進めてきており、これまでに現地における廃棄物

発生状況や代替資源利用に関する調査、合併会社設立等を通じた事業基盤の構築を進めてきました。現在はこれらの成果を踏まえ、本格的な事業化フェーズへ移行しており、2027年度の循環資源製造所の稼働開始に向け、建設及び運営体制の整備を進めております。かかる新工場の建設費用及び運営費用として合併会社の出資割合に応じて総額375百万円を充てる予定です。

マレーシアにおける未利用バイオマス資源を原料とするサーキュラーバイオエネルギー事業を行うための出資（267百万円）

「4.新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途 1.資金調達目的」に記載のとおり、マレーシアでは、政府が2030年までに温室効果ガス排出量を2005年比で45%削減する目標を設定するとともに、2050年までの脱炭素化を掲げており、バイオエネルギーの導入拡大が国家的に推進されています。また、同国は世界有数のパーム油生産国であり、その製造過程で発生するEFB等の未利用バイオマス資源が大量に発生している一方で、その多くが有効活用されていない状況にあります。このような背景のもと、当社グループは、現地再生可能エネルギー事業者と連携し、未利用バイオマス資源を原料とした代替燃料の製造・供給事業の構築を進めております。

当社グループは、本事業のうち、その中核であるエネルギー供給事業を主たる投資対象としております。本事業全体の総投資額はおおむね約1,000百万円を見込んでおり、このうち当社は、合併会社の設立費用及び設備投資として、2027年12月までの期間において少なくとも約700百万円（当社の出資比率70%相当）を投資する予定です。なお、燃料となるEFBブリケットの製造については、当社以外の事業者による供給（外部調達）も選択肢としているため、当社の投資額には含めておりません。このうち、本第三者割当増資により調達する資金267百万円を充当する予定です。なお、残額433百万円については、現時点では具体的な調達方法は未定であります。自己資金の活用を含めた複数の選択肢を検討しており、必要に応じて金融機関借入れ又は追加的な資金調達を実施する可能性があります。

3. 資金調達方法の選択理由

当社は、様々なエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社の資金需要に応じた資金調達の確実性、既存株主の利益への配慮（希薄化及び株価への影響の抑制）、並びに中長期的な事業戦略との整合性を総合的に勘案して検討を行いました。また、金利上昇局面における資本コスト及び財務健全性への影響についても慎重に検討いたしました。

その結果、以下に記載した＜本第三者割当増資のメリット＞、＜本第三者割当増資のデメリット＞及び＜他の資金調達方法との比較＞を踏まえ、当社は、日本アジア投資が無限責任組員として運営するサプライチェーンファンドを割当先とする第三者割当増資が、当社の資金需要を充足するとともに、中長期的な企業価値向上に資する現時点における最良の選択であると判断いたしました。

＜本第三者割当増資のメリット＞

a 資金調達の確実性が高い点

本第三者割当増資は、発行時において出資が確定するため、新株予約権のように権利行使の有無に左右されることなく、当社が必要とする資金を確実に調達することが可能です。当社の資金需要は事業の進捗に応じて発生するものの、当該事業の推進にあたり一定規模の資金確保の確実性が求められることから、本手法はこれに適合するものと考えております。

b 戦略的パートナーシップの構築が可能である点

サプライチェーンファンドは、日本アジア投資が無限責任組員として運営するファンドであり、日本アジア投資は国内外における投資実績及び投資先企業の成長支援に関する知見・ネットワークを有しております。当社は、今回の資金使途である海外事業の推進に加え、国内における「MEGURU STYLE」の展開においても、日本アジア投資との連携を通じた事業機会の創出及び成長加速が期待できるものと考えております。

当社と日本アジア投資との間には現時点において資本関係、取引関係及び人的関係はありませんが、今後の国内外における事業連携について協議を行っており、その方向性について認識の一致を見ていることから、単なる資金調達にとどまらず、中長期的な企業価値向上に資するパートナーとして選定いたしました。

c 株価への影響の抑制が図られる点

本第三者割当増資は新株予約権と異なり、市場において継続的に株式が供給される構造ではないため、株価の下落局面における需給悪化のリスクを抑制することが可能です。また、サプライチェーンファンドは当社株式の長期保有を基本方針とする旨の説明を受けていることから、短期的な株式売却による株価への影響は限定的であると考えております。

d 資本コスト及び財務健全性への配慮

銀行借入による資金調達と比較して、本第三者割当増資は負債の増加を伴わないことから、財務レバレッジの上昇を抑制し、財務健全性の維持に資するものと考えております。特に近時の金利上昇局面においては、借入による資金調達の資本コスト上昇が見込まれることから、本手法の合理性は高いものと判断しております。

なお、本第三者割当増資には下記のデメリットが存在しますが、上記のメリットは、当社にとって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えております。

< 本第三者割当増資のデメリット >

a 既存株主の希薄化

本第三者割当増資により、発行済株式総数が増加するため、既存株主の持株比率及び議決権比率の希薄化（本件においては約11.00%）が生じます。

b 発行時点での希薄化の発生

新株予約権等とは異なり、本第三者割当増資では発行時点で希薄化が一度に発生するため、短期的には1株当たり利益の低下や株価への影響が生じる可能性があります。

c 資金需要に対する柔軟性の限定

新株予約権のように資金需要に応じて段階的に調達する柔軟性はなく、発行時点で一定額の資金調達を行う必要がある点において、資金調達タイミングの柔軟性には一定の制約があります。

< 他の資金調達方法との比較 >

a 公募増資との比較

公募増資は広く投資家から資金調達を行うことが可能である一方、市場における需給悪化や株価への影響が大きくなるおそれがあるほか、発行条件の決定に市場環境の影響を強く受けるため、資金調達の確実性及び迅速性の観点から本手法を採用するには課題があると考えました。

b 第三者割当増資（他の割当先）との比較

第三者割当増資は特定の投資家に対して株式を割り当てる手法であるところ、当社は、資金調達に加えて中長期的な事業成長への寄与が期待できる割当先の選定が重要であると考えました。その結果、国内外における事業連携が期待できる日本アジア投資が運営する「投資事業有限責任組合JAICサプライチェーンファンド」が最も適切な候補であると判断いたしました。

c 新株予約権による資金調達との比較

新株予約権による資金調達は、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能である一方、権利行使が市場環境に左右されることから資金調達の確実性に欠ける面があります。本件においては、事業推進にあたり一定規模の資金を確実に確保する必要があることから、本第三者割当増資がより適切であると判断いたしました。

d 転換社債型新株予約権付社債（MSCB）との比較

転換社債型新株予約権付社債は、転換価額の下方向修正が行われる場合には潜在株式数が増加し、希薄化が拡大する可能性があることから、株価への影響が不透明となるリスクがあります。当社は、希薄化の規模を限定し、株主価値への影響の見通しを確保する観点から、本手法を採用しておりません。

e 銀行借入との比較

銀行借入による資金調達は、調達資金が全額負債として計上されるため財務健全性の低下につながるほか、金利上昇局面における資本コストの増加が見込まれます。また、本件においては、日本アジア投資との事業連携の推進を目的としていることから、当該手法は当社の意図に合致しないものと判断いたしました。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

割当予定先			
a．割当予定 先の概要	名称		投資事業有限責任組合JAICサプライチェーンファンド
	所在地		東京都千代田区九段北三丁目 2 番 4 号
	国内の主たる事務所の責任者の氏名 及び連絡先		該当なし
	組成目的		製造業におけるサプライチェーン関連の上場企業への投資事業を 行い、株式売却によるキャピタルゲインを得る目的
	出資の総額		830百万円（2026年 3 月現在）
	主たる出資者及びその出資比率		株式会社鎌田企画 96.38% 出資比率10%以上の出資者のみを記載しております。
b．業務執行 組合員の 概要	名称		日本アジア投資株式会社
	本店の所在地		東京都千代田区九段北三丁目 2 番 4 号
	代表者の役職・氏名		代表取締役 社長執行役員CEO 丸山 俊
	事業内容		投資運用事業、投資開発事業、ファンド・プラットフォーム事業
	資本金		489百万円（2026年 3 月末現在）
	主たる出資者及びその出資比率		株式会社ジーエヌアイグループ 16.10% 投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファン ド 14.45%
	直近の有価証券届出書等の提出日		（有価証券届出書） 事業年度 第45期（自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日） 2026年 6 月29日 関東財務局長に提出
c．提出者と 割当予定 先との間 の関係	当該ファンド との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
		人事関係	該当事項はありません。
		資金関係	該当事項はありません。
		技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	業務執行組合 員との間の関 係	出資関係	該当事項はありません。
		人事関係	該当事項はありません。
		資金関係	該当事項はありません。
		技術又は取引等関係	該当事項はありません。

d．割当予定先の選定理由

(1) 日本アジア投資との業務提携（以下、「本業務提携」といいます。）の目的及び理由

当社グループは、「社会デザイン事業」として、産業廃棄物等を原料として天然資源の代替となる循環資源を製造・供給するサーキュラーマテリアル事業、企業及び自治体の持続可能な経営・地域運営への移行を支援するトランジションストラテジー事業、アジア・大洋州地域における資源循環及び環境ソリューション事業を提供する海外事業並びに、企業の環境・廃棄物管理業務の効率化を支援するサーキュラーマネジメント事業を展開しております。また、当社グループは、これらの事業を統合する社会基盤として、企業・自治体・地域コミュニティ等の多様な主体の連携を促進し、資源・情報・価値の循環を支える「サステナビリティプラットフォーム」の構築を推進しております。

近年、資源制約や地政学リスクの高まり、脱炭素化の進展、人口動態の変化等を背景として、企業及び地域社会には、個別課題への対応にとどまらず、社会課題を統合的に解決する仕組みの構築が求められております。

当社グループは、このような環境変化を成長機会と捉え、循環型資源の製造・供給、循環型エネルギー事業の展開、企業のサステナビリティ経営支援、地域循環共生の実践等を通じて、「社会課題解決市場」の開拓を進めております。

さらに、生活者・地域・企業をつなぎ、人・資源・情報の循環を促進する「サステナビリティプラットフォーム」の構築を推進することで、2030年に向けた社会デザイン事業の確立を目指しております。

これらの事業を推進するためには、事業会社、自治体、金融機関、地域住民等の多様な主体との連携に加え、最適な事業体の形成及び資金循環の仕組みを構築することが重要であると認識しております。

日本アジア投資は、国内外における投資事業、ファンド運営及びプロジェクト組成に関する豊富な知見とネットワークを有しております。また、ファンドや特別目的会社（SPC）等を活用した事業スキームの構築や、多様な資金調達手法の検討・実行に関する実績を有しており、当社グループが推進する事業との親和性が高いものと考えております。

当社は、日本アジア投資との連携を通じて、国内外における社会課題の解決に資する事業組成及び事業推進体制の構築を進めるとともに、持続可能な事業展開を支える資金調達及び事業スキームの検討を行います。これらの取り組みを通じて、当社グループの中長期的な成長及び企業価値の向上を図ることを目的として、本業務提携を行うものであります。

イ）本業務提携の内容

当社及び日本アジア投資は、上記の本業務提携の目的を達成するため、双方の知見、ネットワーク及び経営資源を活用した協業を検討いたします。現在想定している主な検討対象は以下のとおりです。

国内外における社会課題解決事業の事業組成及び事業推進体制の構築

「MEGURU STYLE」をはじめとする社会デザイン事業の事業化

ファンド、特別目的会社（SPC）その他の事業スキームを活用した資金調達及び事業推進手法の構築

国内外の事業会社、金融機関、自治体その他の関係者との連携機会の創出

「サステナビリティプラットフォーム」の社会実装及び事業拡大

なお、日本アジア投資の運用するサプライチェーンファンドは、「e. 割り当てようとする株式の数」に詳細を記載するとおり、本第三者割当増資により、当社株式のうち1,930,000株（発行済株式（自己株式を除く。）の9.91%）を取得します。

ロ）業務提携の相手先の概要

名称	日本アジア投資株式会社		
所在地	東京都千代田区九段北三丁目 2 番 4 号		
代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 CEO 丸山 俊		
事業内容	投資運用事業、投資開発事業、ファンド・プラットフォーム事業		
資本金	489百万円（2026年 3 月末現在）		
設立年月日	1981年 7 月10日		
大株主及び持株比率 （2026年 3 月末現在） 持株比率は、発行済株式 （自己株式を除く。）の総 数に対する所有株式数の割 合。	株式会社ジーエヌアイグループ 16.10% 投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド 14.45% First Eastern Asia Holdings Limited 9.00% 投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンドNK 5.30% 株式会社SBI証券 2.29% ガバナンス・パートナーズ投資事業有限責任組合 2.08% Boom Securities (H.K.) Limited-Clients ' Account 1.88% ダイナミックソリュショングループ株式会社 1.70% 鈴木 智博 1.45% 松井証券株式会社 1.40%		
当社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者の該当状況	該当事項はありません。	
当該会社の最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態（日本基準、単位：百万円）			
決算期	2024年 3 月期	2025年 3 月期	2026年 3 月期
連結純資産	6,132	7,158	9,630
連結総資産	16,796	15,419	21,024
連結営業収益	2,444	3,092	2,117
連結営業利益（ は損失）	1,150	105	412
連結経常利益（ は損失）	1,302	141	579
親会社株主に帰属する当期純利 益（ は損失）	1,700	400	46
1 株当たり当期純利益	96円3銭	18円94銭	2円1銭
1 株当たり純資産	312円71銭	307円00銭	290円88銭
1 株当たり配当金	- 円	- 円	- 円

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「d. 割当予定先の選定理由（1）日本アジア投資との業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、当社は日本アジア投資との間で業務提携を行うものであり、本第三者割当増資の割当予定先であるサプライチェーンファンドは、日本アジア投資が業務執行組員として運営する投資事業有限責任組合であります。かかる業務提携の趣旨を踏まえ、以下のとおり、割当予定先の選定理由を記載いたします。

当社は、本第三者割当増資における割当予定先の選定にあたり、資金調達の確実性に加え、当社の中長期的な事業戦略との整合性及び企業価値向上への寄与の観点重視して検討を行いました。当社は、上記「4. 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途 1. 資金調達の目的」に記載の調達目的を達するため、当社単独での資金調達にとどまらず、当社の事業領域において相互に価値を創出し得るパートナーとの連携が重要であると認識し、複数の候補先との比較検討を進めてまいりました。

当社は、中長期的な成長戦略の実現に向けた資本政策及び事業連携パートナーの選定を目的として、2025年12月頃から複数の候補先との協議を開始いたしました。日本アジア投資との協議は、同社が製造業のサプライチェーン領域を投資対象とする「投資事業有限責任組合JAICサプライチェーンファンド」を運営していること、また同社が国内外の投資実績、特にアジア地域における豊富なネットワーク及びファンド・SPC等を活用した事業スキーム構築の知見を有していることから、当社グループが推進する海外事業及び「MEGURU STYLE」展開との親和性が極めて高いと判断し、同社代表取締役社長執行役員CEO 丸山氏、取締役常務執行役員CFO経営管理グループ管掌 岸本氏、投資運用・管理グループ管掌執行役員CIO 柴田氏との面談及び当社子会社であるアマタサーキュラー株式会社姫路循環資源製造所の見学（2026年1月23日）を経て、本格的な協議に至りました。その後、複数回にわたる協議及び当社経営陣との面談を通じて、事業連携の方向性について両者の認識の一致を確認したことから、割当予定先として選定するに至ったものであります。

以上の経緯から、当社は、割当予定先の業務執行組員である日本アジア投資が、国内外において幅広い投資実績を有し多様な事業領域におけるネットワークを有しており、今回の資金使途である海外事業の推進において、日本アジア投資との連携により、現地における事業機会の創出及び事業拡張の加速を図ることが可能であると考えに至りました。あわせて、当社がこれまでに培ってきた海外事業に関する知見及びネットワークについても、日本アジア投資の今後のアジア展開において活用されることが期待されており、両者のリソースを相互に活用する関係の構築が可能であると判断しております。

さらに、当社は、国内における循環型事業モデルである「MEGURU STYLE」の推進を重要な事業戦略の1つと位置付けており、日本アジア投資との間において、当該分野を含む国内外の事業連携に関する協議を行っており、その方向性について認識の一致を見ております。これにより、当社は資金調達にとどまらず、中長期的な事業成長に資するパートナーシップの構築が可能であると判断いたしました。

また、サプライチェーンファンドは本新株式の長期保有を基本方針とする旨の説明を受けていることから、短期的な株式売却による株価への影響が限定的であると見込まれる点も、既存株主の利益への配慮の観点から評価いたしました。

当社は、これらの要素を総合的に勘案し、本第三者割当増資が当社と日本アジア投資の相互の強みを生かした連携を通じて、両者の企業価値の最大化を図るものであると判断し、サプライチェーンファンドを本新株式の引受先として選定いたしました。

e. 割り当てようとする株式の数

割当先の名称	本新株式
投資事業有限責任組合JAICサプライチェーンファンド	1,930,000株
合計	1,930,000株

f．株券等の保有方針

当社は、サプライチェーンファンドの無限責任組員である日本アジア投資より、本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当増資によりサプライチェーンファンドが取得する当社普通株式を、サプライチェーンファンドのファンド期限である2029年12月31日までの期間において長期保有を基本方針とする旨を確認しております。また、同ファンドの存続期間満了後における当該株式の取扱いについては現時点で未定であります。当社との事業連携の状況等を踏まえ、日本アジア投資が運営又は関与する他のファンドにおいて継続保有される可能性がある旨を確認しております。

さらに、当社は、サプライチェーンファンドから、サプライチェーンファンドが払込期日から2年以内に本第三者割当増資により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、サプライチェーンファンドからその内容を当社に対し書面で報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を払込期日までに取得する予定です。

g．払込に要する資金等の状況

当社は2026年7月17日付の三菱UFJ銀行におけるインターネットバンキングからの残高証明書の提出を受け、サプライチェーンファンドが本第三者割当増資の引受に必要な現金及び預金を保有していることを確認しております。

h．割当予定先の実態

割当予定先、割当予定先の業務執行組員及びその代表者並びに割当予定先の出資者及びその代表者（以下「割当予定先等」といいます。）について、反社会的勢力であるか否か、並びに割当予定先等が反社会的勢力と何らかの関係の有無について、独自に専門の第三者調査機関である株式会社エスピー・ネットワークに調査を依頼し、2026年7月15日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、割当予定先等のいずれかが反社会的勢力である、又は割当予定先等が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先等が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、割当予定先等が反社会的勢力と一切の関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

なお、割当予定先の業務執行組員である日本アジア投資は、割当予定先が保有する組合財産の運用、管理及び処分、投資証券等に関する議決権その他組合財産に係る権利の行使に係る権限を実質的に有しています。

2【株券等の譲渡制限】

本新株式については該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日である2026年8月12日の直前営業日である2026年8月10日における株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値と同額である1株343円としております。

当該金額を採用することとしたのは、直近の市場価格が当社の現時点の客観的な企業価値を適切に反映しているものと判断した上で、割当予定先との間で、当社の中長期的な企業価値向上に資する事業連携の推進を前提として協議を重ね、当該戦略的意義も踏まえつつ、既存株主の利益への配慮及び発行条件の客観性・合理性を重視して検討を行った結果であります。また、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）によれば、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本新株式の発行は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日における市場価格と同一の金額で発行するものであり、上記指針に準拠したものです。

以上の点を踏まえ、当社は、本第三者割当増資における払込金額は、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員より、本第三者割当増資の払込金額について上記算定根拠に照らして検討した結果、当該払込金額は有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式数は1,930,000株（議決権19,300個）であり、これにより、発行済株式総数に対して約11.00%の希薄化が生じる見込みです。

当社は、当該希薄化が既存株主の利益に与える影響について慎重に検討しておりますが、まず、本第三者割当増資により調達する資金を、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の資金使途に充当することで、海外事業の推進及び成長加速を図ることが可能となり、当社の中長期的な収益力の向上及び企業価値の向上に資するものと考えております。次に、当社は、本第三者割当増資を通じて、本新株式の割当予定先であるサプライチェーンファンドの無限責任組合員である日本アジア投資との間で、国内外における事業連携を視野に入れた協議を行っており、本第三者割当増資は単なる資金調達にとどまらず、当社の事業成長を支えるパートナーシップの構築という側面も有しております。さらに、当社普通株式は一定の市場流動性を有していること、及びサプライチェーンファンドが長期保有を基本方針とする旨の説明を受けていることから、本第三者割当増資による株式発行が流通市場に与える影響は軽微であると考えております。

以上を総合的に勘案し、当社は、本第三者割当増資に係る発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
大平洋金属株式会社	東京都千代田区大手町1-6-1	5,746,400	32.74%	5,746,400	29.50%
熊野 英介	京都府京都市上京区	5,523,700	31.47%	5,523,700	28.36%
投資事業有限責任組合日本アジア投資サプライチェーンファンド (業務執行組員：日本アジア投資株式会社)	東京都千代田区九段北3-2-4	-	- %	1,930,000	9.91%
MCPジャパン・ホールディングス株式会社	福岡県福岡市中央区天神2-12-1	660,000	3.76%	660,000	3.39%
アマタ社員持株会	京都府京都市中京区烏丸通押小路 上ル秋野々町535番地	358,000	2.04%	358,000	1.84%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	310,500	1.77%	310,500	1.59%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	300,000	1.71%	300,000	1.54%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	300,000	1.71%	300,000	1.54%
尾崎 圭子	兵庫県姫路市	234,000	1.33%	234,000	1.20%
玉田 博之	京都府京田辺市	230,900	1.32%	230,900	1.19%
計	-	13,663,500	77.82%	15,593,500	80.06%

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年6月30日現在の株主名簿（発行済株式総数17,556,360株、議決権数175,478個）を基準に記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、(注) 1. に記載の内容に、本第三者割当増資により新たに発行される株式数（1,930,000株、議決権数19,300個）を加えて作成しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び第17期中半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年8月12日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年8月12日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年8月12日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（2026年3月30日提出臨時報告書）

1 [提出理由]

2026年3月26日開催の当社第16期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

（1）当該株主総会が開催された年月日
2026年3月26日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

（1）配当財産の種類
金銭

（2）配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額87,762,350円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の要点につきまして、次の通りです。

当社定款第23条に定める取締役の任期について、現行の「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」を、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」に変更するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

熊野英介、末次貴英、岡田健一、宮原伸朗、三好三恵、高野雅晴及び清水菜保子を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件
 水野祐、小長谷敦子を監査役に選任するものであります。

第5号議案 会計監査人選任の件
 当社の会計監査人でありますPwC Japan有限責任監査法人が任期満了により退任するのに伴い、後任として監査法人アヴァンティアを会計監査人に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成の割合（％）
第1号議案 剰余金の処分の件	145,285	422	0	（注）1	可決（99.71％）
第2号議案 定款一部変更の件	145,140	567	0	（注）2	可決（99.61％）
第3号議案 取締役7名選任の件				（注）3	
熊野 英介	145,303	404	0		可決（99.72％）
末次 貴英	145,338	369	0		可決（99.75％）
岡田 健一	145,429	278	0		可決（99.81％）
宮原 伸朗	145,402	305	0		可決（99.79％）
三好 三恵	145,399	308	0		可決（99.79％）
高野 雅晴	145,254	453	0		可決（99.69％）
清水 菜保子	145,283	424	0		可決（99.71％）
第4号議案 監査役2名選任の件				（注）3	
水野 祐	145,452	255	0		可決（99.82％）
小長谷 敦子	145,445	262	0		可決（99.82％）
第5号議案 会計監査人選任の件	145,279	428	0	（注）1	可決（99.71％）

（注）1．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 至	2025年1月1日 2025年12月31日	2026年3月24日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第17期中)	自 至	2026年1月1日 2026年6月30日	2026年8月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月18日

アマタホールディングス株式会社

取締役会 御 中

PwC J a p a n 有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 源
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 井 達 郎
業 務 執 行 社 員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアマタホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマタホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
アマタホールディングス株式会社は、社会デザイン事業を主たる事業としており、連結損益計算書において売上高4,865,635千円を計上している。 【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、コンサルティングを履行義務とする収益は実施報告書を納品したとき又は実施報告書が検収されたときに認識している。また、リサイクルオペレーション（直送取引）については、排出元の発生品を収集・運搬し排出先に引き渡す履行義務に係る収益は発生品が排出先に納品されたときに認識している。 売上高のうち、上記の商流については、以下の理由から、決算月付近の売上高が適切に計上されないリスクが存在する。 ・売上高は業績目標達成のための重要な構成要素であり、売上高の過大計上に関するリスクは常に存在する。業績予想は年間単位で公表されており、目標未達の場合におけるプレッシャーは、決算月付近で高くなるため、売上高の妥当性について、より慎重な監査上の検討を行う必要がある。 ・リサイクルオペレーション（直送取引）については、会社及び連結子会社が代理人として手配または事務媒介するため、通常の取引よりも履行義務の充足に係る実態を把握することが相対的に難しい。 ・コンサルティングによる売上取引については、顧客ニーズに応じた多様なサービスを提供しており、かつ、会社が提供するサービスが無形であることから、履行義務の充足に係る実態を把握することが相対的に難しい。 以上により、当監査法人は、リサイクルオペレーション（直送取引）に係る売上高及びコンサルティングの売上高の妥当性の検討が「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、アマタホールディングス株式会社の売上高の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 （1）内部統制の評価 販売プロセスにおける売上計上に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。当該内部統制の評価に当たっては、根拠証拠に基づいて履行義務を充足した時点で売上が計上されていることを示す統制を検討した。 （2）売上高が履行義務を充足しているか否か及び履行義務を充足した適切な会計期間に認識されているか否かの検討 （リサイクルオペレーション（直送取引）） ・決算月に計上された売上のうち、特定の条件で抽出した取引について、マニフェスト等関連資料と照合して、納品の事実を確認し、履行義務の充足に関する判断の妥当性について検討した。 （コンサルティング） 決算月付近に計上された売上取引のうち、一定の条件に基づく取引に関して、抽出し、以下の監査手続を実施した。 ・売上の明細と契約書又は注文書、実施報告書及び顧客による検収資料と照合した。 ・実施報告書及び顧客による検収資料の信頼性を検討するため、必要に応じて取引担当者に質問し、顧客から受領したメールを閲覧した。 ・検収資料として確定通知書が存在する取引の場合、必要に応じて、外部顧客による押印済み確定通知書入手し、検収が完了した時期と照合した。また、実施報告書及び確定通知書の信頼性を検証するため、外部顧客との面談を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アマタホールディングス株式会社の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アマタホールディングス株式会社が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月18日

アマタホールディングス株式会社

取締役会 御 中

PwC J a p a n 有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 源
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 井 達 郎
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアマタホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマタホールディングス株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

外部顧客に対する売上高（コンサルティング）の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、会社グループの持株会社として、会社グループ全体の経営管理とコンサルティングを主たる事業としている。2025年12月期の損益計算書において、営業収益2,189,331千円を計上しており、外部顧客への売上高125,075千円を計上している。 【注記事項】（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準（3）売上高（コンサルティング）に記載のとおり、コンサルティングを履行義務とする収益は、契約に従い、実施報告書を納品したとき又は実施報告書が検収されたときに認識している。 コンサルティングによる売上取引については、顧客ニーズに応じた多様なサービスを提供しており、かつ、会社が提供するサービスが無形であることから、履行義務の充足に係る実態を把握することが相対的に難しい。 以上により、当監査法人は、外部顧客に対する売上高（コンサルティング）の妥当性の検討が「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、外部顧客に対する売上高（コンサルティング）の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 （1）内部統制の評価 - 販売プロセスにおける売上計上に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。当該内部統制の評価に当たっては、根拠証憑に基づいて履行義務を充足した時点で売上が計上されていることを示す統制を検討した。 （2）売上高が履行義務を充足しているか否か及び履行義務を充足した適切な会計期間に認識されているか否かの検討 一定の条件に基づいて抽出した売上取引について、以下の監査手続を実施した。 - 売上の明細と契約書、実施報告書及び顧客による検収資料を照合した。 - 実施報告書及び顧客による検収資料の信頼性を検討するため、取引担当者に質問した。 - 検収資料として確定通知書が存在する取引の場合、必要に応じて、外部顧客による押印済み確定通知書を入手し、検収が完了した時期と照合した。また、実施報告書及び確定通知書の信頼性を検証するため、外部顧客との面談を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年 8 月12日

アマタホールディングス株式会社

取締役会 御 中

監査法人アヴァンティア
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 梶 原 大 輔
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアマタホールディングス株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマタホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2025年12月31日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して2025年8月8日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2026年3月18日付けで無限定適正意見を表明している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。